

学校いじめ防止基本方針

大阪府立東淀川支援学校
令和5年7月24日改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「児童生徒が個々の能力を最大限に発揮し、地域社会で豊かに生きることをめざして教育活動を推進する」を教育目標としており、人権尊重の基本方針のもとに、教育に取り組んでいる。教職員・児童生徒・保護者という本校に関わる者全てが、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては関係の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、各学部主事、生活指導部長、生徒指導主事、
人権担当者、各学部学年生徒指導係

※（養護教諭、コーディネーター、学年主任、学級担任）状況に応じて出席する。

(3) 役割

ア 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や

児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）
があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するア
ンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握を行う役割

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制と対応方針の決
定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修
正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を
企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点
検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4. 各学部年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

東淀川支援学校 いじめ防止年間計画 小学部				
	小学部1～2	小学部3～4	小学部5～6	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を児童・保護者へ周知 特活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された児童状況の集約 家庭訪問1年（家庭での様子の把握） 保護者懇談会2年（家庭での様子の把握）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 特活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約 家庭訪問4年（家庭での様子の把握） 保護者懇談会3年（家庭での様子の把握）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 特活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約 保護者懇談会5、6年（家庭での様子の把握）	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	運動会（集団行動）	運動会（集団行動） 校外学習3年（仲を深める）	運動会（集団行動） 校外学習5年（仲を深める）	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
6月	学部集会（学年間交流） 校外学習2年（仲を深める）	学部集会（学年間交流） 校外学習4年（仲を深める）	学部集会（学年間交流）	
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 社会体験学習6年 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	アンケート回収箱の設置 第2回 いじめ対策委員会（進捗確認）
9月			修学旅行6年（社会性の育成）	上半期のいじめ状況調査
10月	学部集会（学年間交流） いじめアンケート実施	学部集会（学年間交流） 校外学習3年（ルールを守る） 校外学習4年（ルールを守る） いじめアンケート実施	学部集会（学年間交流） 宿泊学習5年（集団活動） いじめアンケート実施	いじめに関するアンケート（実施、集計、対応）
11月	東淀川まつり	東淀川まつり	東淀川まつり	
12月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 校外学習1年（ルールを守る） 校外学習2年（仲を深める）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	教職員向け人権研修 第3回委員会（状況報告と取組みの検証） アンケート回収箱の設置
1月	学部集会（学年間交流）	学部集会（学年間交流）	学部集会（学年間交流）	
2月	作品展 社会体験学習1年 社会体験学習2年	作品展 社会体験学習3年 社会体験学習4年	作品展 社会体験学習5年 卒業遠足6年（思い出作り）	
3月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	第4回委員会（年間の取組みの検証）
適宜実施				

東淀川支援学校 いじめ防止年間計画 中学部			
	中学部1年	中学部2年	中学部3年
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を児童・保護者へ周知 学活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された児童状況の集約 家庭訪問（家庭での様子の把握）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 学活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 学活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）
5月	前期生徒会選挙 運動会（集団行動）	前期生徒会選挙 運動会（集団行動）	前期生徒会選挙 運動会（集団行動）
6月	学部集会（学年間交流） 校外学習（友だちと仲良くなる）	学部集会（学年間交流） 進路社会体験学習（公共のマナーを身につける）	学部集会（学年間交流） 校外学習（ルールやマナーを身につける）
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 職場体験学習（社会性を養う） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）
9月			
10月	後期生徒会選挙 学部集会（学年間交流） 進路社会体験学習（公衆道徳とマナーを身につける） いじめアンケート実施	後期生徒会選挙 学部集会（学年間交流） 宿泊学習（集団の親睦を図る） いじめアンケート実施	後期生徒会選挙 学部集会（学年間交流） いじめアンケート実施 修学旅行（公衆道徳やマナーの習得）
11月	東淀川まつり	東淀川まつり	東淀川まつり
12月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施
1月	学部集会（学年間交流）	学部集会（学年間交流）	学部集会（学年間交流）
2月	作品展 卒業生を送る会	作品展 卒業生を送る会	作品展 卒業生を送る会
3月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）
適宜 実施	SNSに関する学習（ネットいじめ防止）	SNSに関する学習（ネットいじめ防止）	SNSに関する学習（ネットいじめ防止）

東淀川支援学校 いじめ防止年間計画 高等部			
	高等部1年	高等部2年	高等部3年
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を児童・保護者へ周知 学活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された児童状況の集約 家庭訪問（家庭での様子の把握）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 学活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約 学級懇談（家庭での様子の把握）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 学活・総合（集団づくり） 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約 学級懇談（家庭での様子の把握）
5月	前期生徒会選挙 運動会（集団行動）	前期生徒会選挙 運動会（集団行動）	前期生徒会選挙 運動会（集団行動）
6月	校内実習	校内現場実習	校内現場実習
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学部集会（学年間交流） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学部集会（学年間交流） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学部集会（学年間交流） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）
9月		後期生徒会選挙 宿泊学習（仲間意識の醸成）	後期生徒会選挙 修学旅行（自発性、協調性、社会性の育成）
10月	後期生徒会選挙 校内現場実習 校外学習（自主性や協調性を養う） いじめアンケート実施	後期生徒会選挙 校内現場実習 いじめアンケート実施	後期生徒会選挙 校内現場実習 いじめアンケート実施
11月	東淀川まつり	東淀川まつり	東淀川まつり
12月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 学部集会（学年間交流） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 学部集会（学年間交流） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 学部集会（学年間交流） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施
1月		校外学習（自主性や協調性を養う）	
2月	作品展 学部集会（学年間交流） 校外学習（自主性や協調性を養う）	作品展 学部集会（学年間交流）	作品展 学部集会（学年間交流）
3月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）
適宜実施	SNSに関する学習（ネットいじめ防止）	SNSに関する学習（ネットいじめ防止）	SNSに関する学習（ネットいじめ防止）

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

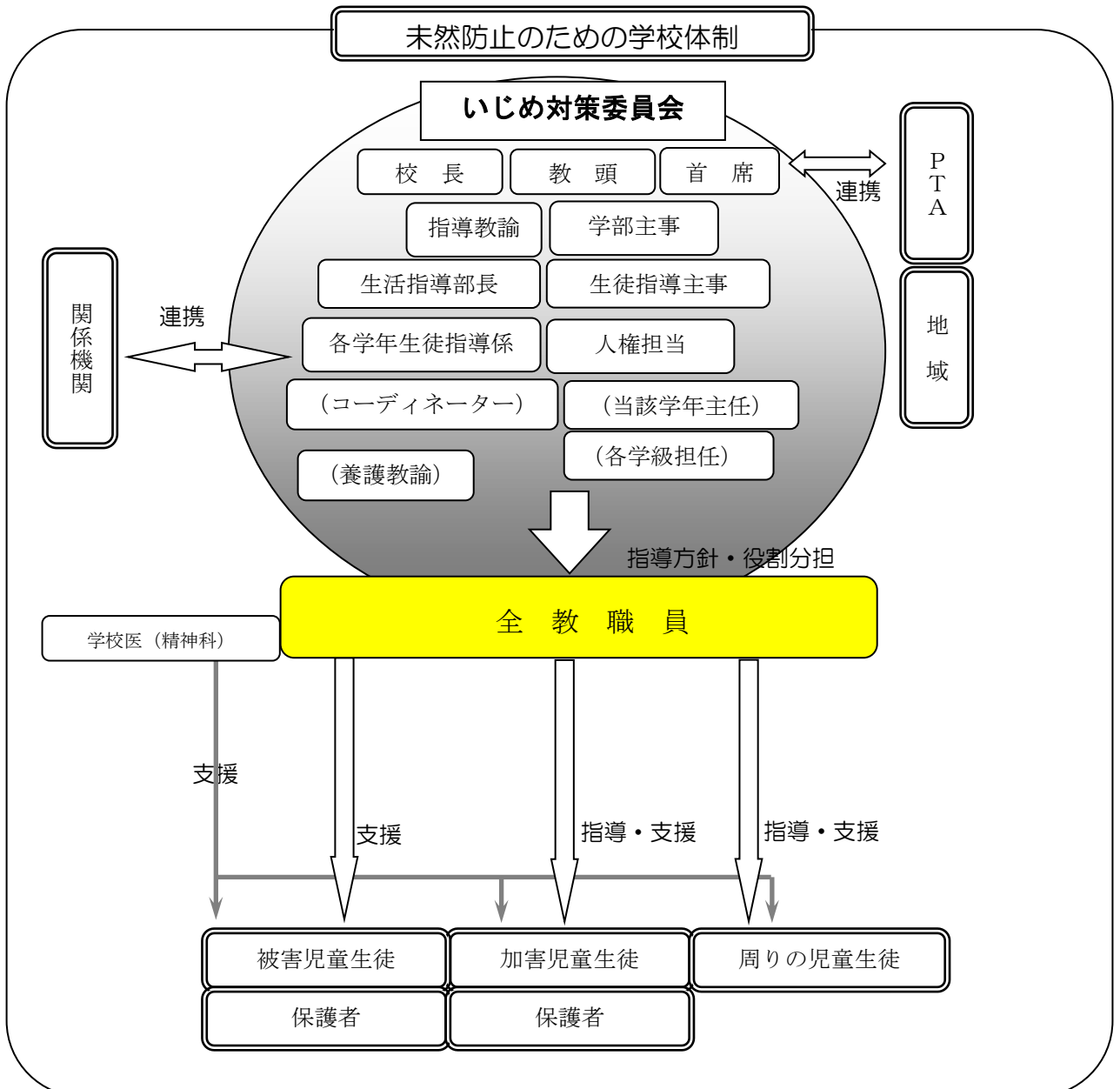
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会は年4回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内研修や各種資料の配布などを通じて「何がいじめか」についての共通理解をはかり、いじめを感じとれる鋭敏さを平素から養っていく。いじめにつながる要素を初歩的な段階で発見し、適切に指導する体制を全教職員で構築して安心して安全な学校づくりを進める。
児童生徒に対しては、「何がいじめか」をそれぞれの障がいの状況に応じて伝え、児童生徒の人権を最大限尊重する立場から、「いじめは絶対に許されない行為である」ということを日常的に伝えていく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、ソーシャルスキルトレーニング等を通じて、「自分の思いを伝えること」と「他者の思いを理解すること」を学ぶことができる教育環境を整える。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、いじめは人権問題であるという意識をつねにもつことが重要である。被害者も加害者も一人の人間として大切に、互いに尊重し合える関係を構築できるような指導に留意する。分かりやすい授業づくりを進めるために、チームティーチングなどの機会を利用して意見交換を行うことが必要である。多様な見方を授業に反映させ、児童生徒が達成感を感じられるような指導を行うことが重要である。児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、それぞれの障がい特性を丁寧に理解したうえで、集団内で適切な役割を与えるなどの配慮が必要である。一人ひとりの児童生徒が、自分の役割や居場所を感じられるような集団づくりを行わなければならない。ストレスに適切に対処できる力を育むために、自分の思いや状況を言葉や態度で示すことを児童生徒が身につけられるようにしなければならない。また、そうした児童生徒の思いを受けとめられる相談機関を校内外に設けていく必要がある。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員自身が人権意識を高めなければならない。それと同時に、教職員同士が率直に指摘し合える職場環境を学校全体で構築しなければならない。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、一人ひとりの児童生徒の障がいの様態を正確に把握し、個々の特性を鑑みて学級や学年などの集団のなかでの役割を与える。そして一人ひとりの児童生徒を積極的に評価し、互いが認め合い尊重し合える集団づくりを行う。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、一人ひとりの児童生徒の障がいや発達に応じて、ソーシャルスキルトレーニングを実施する等、学校生活全体を通じて指導する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートなどを通じて、教職員が「いじめにいたる芽」の段階で気付くことができる体制を作らなければならない。また、最も重要なことは「児童生徒が安心して教職員に相談できる信頼関係」を日常的に構築し続けることである。

定期的な教育相談としては、上記でも述べたが児童生徒が安心して話しかけるような信頼関係が重要な基盤となる。さらに、児童生徒からいじめの訴えを受けた際は、真摯に対応する。日常の観察として、児童生徒の小さな変化も見逃さないように日常的に注意と配慮をしながら関わり、学級担任・学年団や学部などの教職員間での情報や意見の交換を普段から密に行って、「いじめにいたる芽」の早期発見に努めなければならない。

(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳を有効に活用する。学校での様子と家庭での様子を互いに伝え合い、情報交換を通じて保護者と信頼関係を築くことが重要である。

(3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談できる担当者を増やすことである。また学級や学年などの枠をこえて、幅広く相談できる体制や雰囲気をつくることが重要である。

(4) 学年だより等の学校からの情報発信により、相談体制を児童生徒と保護者に広く周知する。また相談の窓口になる教職員だけでなく、普段から全ての教職員が児童生徒と緊密に関わって信頼関係を構築しなければならない。また児童生徒や保護者から相談があった事案については、いじめ対策委員会を中心に検討・協議して指導を行う。この体制が適切に機能しているかなどについては、学年や学部、校務分掌などの立場から定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報についてはその対外的な取扱いについて、個人情報の保護に関する各種法令や、校内の規定にしたがって慎重に扱うものとする。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や文化祭、校外学習等は児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7. いじめ解消の定義

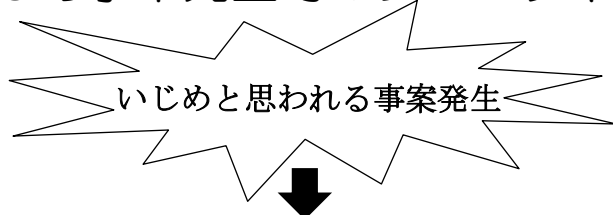
いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、上記のいじめが「解消している」状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

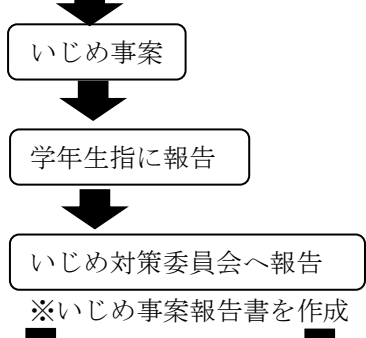
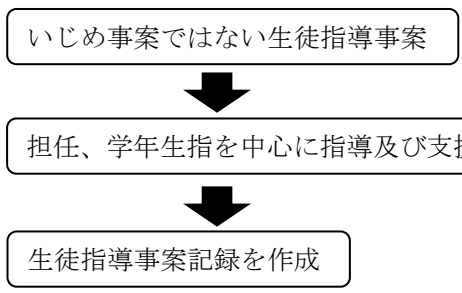
知的障がいのある支援学校という本校の特性から、一人ひとりの日々の変化や成長をとらえることは非常に重要である。「児童生徒が個々の能力を最大限に発揮し、地域社会で豊かに生きることを目指して教育活動を推進する」という本校の教育目標を達成することは、一人ひとりの児童生徒を「かけがえのない大切な存在」として尊重することなくしてはありえない。そのために、「いじめは決して許さない」「いじめは人権問題である」という認識を学校全体で共有し、いじめを防止する学校づくりを進めていく。

いじめ事案発生時のフローチャート



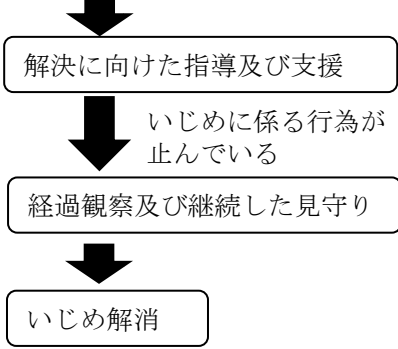
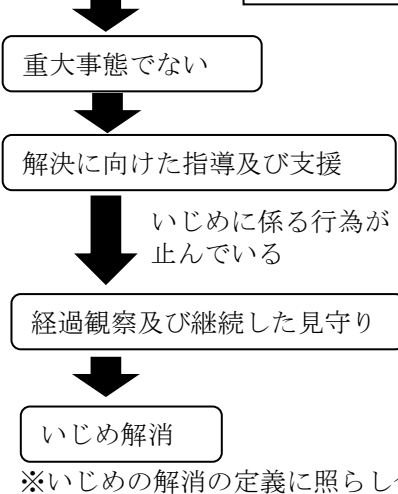
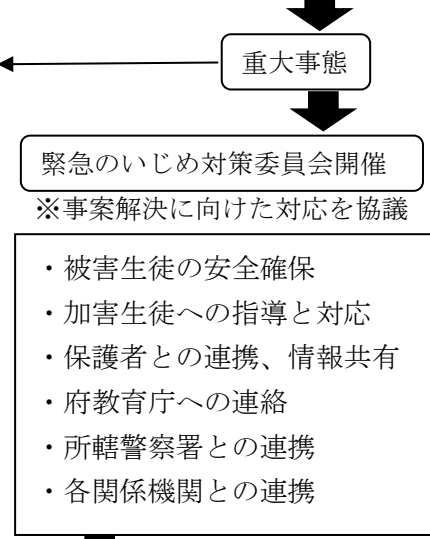
学級担任、学年生指を中心に事実確認
 ※いじめ対策推進法のいじめの定義に照らし合わせる。

いじめの定義
 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。



重大事案の意味

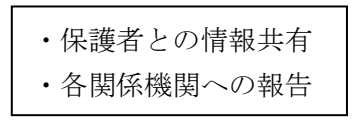
- ・生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
 (年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合はこれに関わらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手する。)



いじめ解消の定義

- ・いじめに係る行為が止んでいること
 (少なくとも3カ月を目安とする)
- ・被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

※いじめの解消の定義に照らし合わせる。



いじめ事案については
 認知件数及び対応について記録する。